

令和6年度おいしい福島畜産販路拡大推進事業（福島牛首都圏PR）

公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

原子力災害に伴い発生した県産牛肉に対する風評が継続しており、県においては県産農林水産物の風評払拭を図るため、安全性の周知及び魅力の発信により、販路の開拓・拡大に結び付く取組を一体的に展開してきた。

しかし、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」（消費者庁調査）では「福島県産品の購入をためらう人の割合」が未だ約5%存在するなど、県産農林水産物への風評が依然残っている状況にある。そこで、本事業ではマスメディア等（テレビやSNS等）を活用した広告を掲載し、広く県内外の消費者へPRすることで、県産畜産物のおいしさや安全性等の魅力を発信することにより、風評払拭及び販路拡大に寄与することを目的として実施するものである。

2 事業概要

(1) 委託業務名

令和6年度おいしい福島畜産販路拡大推進事業（福島牛首都圏PR）

(2) 委託費の上限額

16,049千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案された企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 委託業務内容

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり

(4) 委託契約期間

契約の日から令和7年3月31日（月）まで

3 主なスケジュールについて

日 時	内 容
令和6年10月15日（火）	公募開始
令和6年10月22日（火）17時まで	質問書の提出期限
令和6年10月25日（金）17時まで	質問書への回答
令和6年11月6日（水）17時まで	参加申込書の提出期限
令和6年11月12日（火）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和6年11月18日（月）予定	審査会（プレゼンテーション）
令和6年11月20日（水）予定	審査結果の通知
令和6年11月下旬予定	契約締結

4 応募に係る事項について

(1) 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（国の機関に係るものは、贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部畜産課のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、畜産課窓口又は郵送等での配布は行いません。

5 プロポーザルに係る参加申込及び企画提案書等の提出について

(1) 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

- ア 提出書類：質問書（様式第1号）
- イ 提出期限：令和6年10月22日（火）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。
※FAX又は電子メール送信後は電話で着信確認すること。
- エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和6年10月25日（金）17時までに畜産課のホームページに掲載します。

(2) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

- ア 提出書類：①令和6年度おいしい福島畜産販路拡大推進事業（福島牛首都圏PR）プロポーザル方式参加申込書（様式第2号）
②会社概要や業務分野が記載されたパンフレット（1部）
- イ 提出期限：令和6年11月6日（水）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。
※FAX又は電子メール送信後は電話で着信確認すること。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、5の（2）参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出してください。

- ア 提出書類：①企画提案書（記載内容等については「6 企画提案書類について」のとおり）
②福島県から受注した委託業務実績一覧（令和3年度～令和5年度）
- イ 提出部数：15部
- ウ 提出期限：令和6年11月12日（火）17時まで（必着）
- エ 提出方法：郵送又は持参
※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

(4) 提出先

各書類の提出先は、「10 問合せ先及び提出先」のとおりです。
なお、提出された書類等は返却いたしません。

6 企画提案書類について

(1) 企画提案書

以下の「提案1」から「提案5」までを記載すること。

提案1：福島牛の現状把握、プロモーションに関する考え方

福島牛の販売、消費の現状を示し、消費者へ福島牛の効果的なプロモーションを提案すること。

提案2：事業の取組内容

ア 別紙「委託業務仕様書（案）」に基づき提案すること。

イ その他、目的の達成に対する独自提案について【任意記載事項】

提案3：事業効果の設定と検証

ア 当事業で展開する販売促進対策を評価するための定量的な評価項目、その項目の現状数値及び目標数値を設定すること。

イ 各事業の実施結果を効果検証する方法を提案すること。

提案4：業務の実施体制

ア 当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体の担当内容や役割が分かるように提案すること。

イ 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名・経歴・過去の実績等を明記すること。

提案5：積算見積書

それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費等）。

(2) 福島県から受注した委託業務実績一覧（令和3年度～令和5年度）

(3) 様式

様式は任意。日本産業規格A4版横で両面10枚以内（総頁数：20頁以内）とする。なお、表紙及び(2)は枚数に含みません。

（必要に応じてA3版の折込も可とするが、2頁としてカウントする。）

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 企画提案書の積算見積額が予算額を超えているもの。

(2) 複数提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ません。

(3) 辞退

「参加申込書（様式第2号）」を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払は行いません。また、企画提案書類等の返却は行いません。

8 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

なお、企画提案はプレゼンテーション及びヒアリングにより実施します。

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知します。

イ プレゼンテーションは15分以内（10分以内の説明、5分以内の質疑）とします。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可としますが、追加資料の配布は認めません。

エ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインで審査を実施する場合があります。

【審査会の実施予定日：令和6年11月18日（月）】

(2) 審査基準及び配点

下表の審査項目及び評価基準により審査を行います。特に、事業の取組内容や効率的かつ効果的な業務の実施体制、予算額の妥当性に重点を置きます。

審査項目	配点	評価基準
1 福島牛の現状把握、プロモーションに関する考え方	10点	・県内での県産農林水産物の消費の現状把握 ・旬の時期や魅力に対する理解度 ・本キャンペーンの目的等の実現性 等
2 事業の取組内容	45点	・業務運営手法、情報発信の方法、訴求力、波及効果、履行の確実性 等
3 事業の効果測定	10点	・わかりやすい事業効果の設定、検証方法 等
4 業務の実施体制	15点	・実施体制、業務遂行能力 等
5 予算額の妥当性	20点	・実施内容に対する予算額の妥当性 ・適正かつ効果的な予算計画 等

計 100点

(3) 業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数の合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定します。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が一定点数以上となった場合に、当該事業者を業務委託予定者とします。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、審査会参加者全員に対し、書面で通知を行います。

イ 業務委託予定者とならなかった者は通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

ウ 審査結果は畜産課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表します。

【結果通知及び公表：令和6年11月20日（水）予定】

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は、業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合があります。

イ 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとします。

ウ その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をします。

9 その他

(1) 採用した作品等の権利は全て福島県に帰属する。

(2) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。

(3) 当該業務として作成した各種コンテンツは、複数年の使用、県のホームページ、ポスター・パンフレット等への二次利用を行う場合がある。

については、県が二次利用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。

(4) 企画提案のあった規模を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。

仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。

10 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県農林水産部畜産課（担当：技師 根本）

電話：024-521-7366 FAX：024-521-7939

E-mail：chikusan@pref.fukushima.lg.jp